横浜市寡婦(夫)控除みなし適用申請書

(坦出生)	横浜市長
(作用光)	伸供用技

(申請者)	住 所	区	
	氏 名		印 (自署又は記名押印)
	子の名前		

私は、次の事業について寡婦(夫)控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を 添えて申請します。

事	業	名	名				

私は、所得を計算する対象となる 12 月 31 日現在及び申請日現在、次の1~3のいずれかに該当していることを申し立てます。(該当番号を〇で囲んでください)

- 1 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない母であり、生計を一にする 20 歳未満の子がいる人
- 2 1であり、かつ20歳未満の子を税法上扶養しており、合計所得金額が500万円以下の人
- 3 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない父であり、生計を一にする 20 歳未満の子がおり、合計 所得金額 500 万円以下の人
- ※この場合の子は、総所得金額等が 38 万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

私は、横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用に関して、横浜市が要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報を照会すること、並びに申請者及び対象となる子の課税状況、住民票の世帯状況、及び戸籍状況を調査し、取得した情報を必要とする受付窓口に提供することに同意します。

また、申請内容に虚偽があった場合、寡婦(夫)控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された利用料の減額分又は給付額の追加分等の全額を返還することに同意します。

【添付資料】

- 1 申請者・子の戸籍全部事項証明書 有効期限内の児童扶養手当証書の写しにより、戸籍全部事項証明書に替えることができます。
- 2 このほか必要に応じて、住民票、課税証明書など、みなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

【注意事項】

- ・生活保護受給者、非課税の方は対象外です。
- ・みなし適用を実施しても、結果として利用料の減額等にならない場合があります。
- ・当該申請書は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関するものであり、対象事業を利用するには別に事業ごとに申請が必要です。